

シカゴ通学制聾学校の就学促進の模索と公立学校としての定着 : 1860年代から1910年代

著者	木村 素子
内容記述	筑波大学博士 (障害科学) 学位論文・平成23年5月31日授与 (甲第5886号)
発行年	2011
その他のタイトル	Historical development of the Chicago public day school for the deaf, 1860-1920
URL	http://hdl.handle.net/2241/117738

氏名(本籍)	木村素子(千葉県)			
学位の種類	博士(障害科学)			
学位記番号	博甲第5886号			
学位授与年月日	平成23年5月31日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	シカゴ通学制聾学校の就学促進の模索と公立学校としての定着 - 1860年代から1910年代 -			
主査	筑波大学教授	博士(心身障害学)	四日市章	
副査	筑波大学教授	教育学博士	河内清彦	
副査	筑波大学准教授	博士(心身障害学)	岡典子	
副査	筑波大学教授	教育学博士	窪田真二	

論文の内容の要旨

(目的)

本研究は19世紀第4四半期のアメリカ合衆国における通学制聾学校の創設経緯と、創設から20世紀初頭までの教育実体、さらに20世紀転換期に公立学校制度の整備を背景としていかなる理由から口話法を基盤として通学制聾学校が発展したのかを、同州の寄宿制聾哑院、設置都市の公立学校制度と対照させながら明らかにすることを目的とする。

(方法)

研究対象として、通学制聾学校が多く設置された中西部に位置し、草創期から運営されていたイリノイ州シカゴ市を設定する。シカゴ市教育委員会年次報告、イリノイ州立寄宿制聾哑院(イリノイ校)年次報告、イリノイ州慈善委員会・教育委員会報告等の史資料を分析の対象とする。

(結果の概要)

1875年にシカゴ市に創設された公立通学制聾哑学校の創設運動は、寄宿制聾哑院の構造的問題を超克する包括的な理念を装備して展開された。しかし、市教育委員会、州当局にとっては、19世紀後半の急激な人口増加・産業化に直面した中西部都市特有の社会的要請、すなわち遠方の聾哑院に就学することが困難な不就学聾哑児に対して、少ない経費で就学を促進する必要から、その創設を承認する動機があった。

創設後のシカゴ通学制聾哑学校(シカゴ校)は、公立学校制度のなかに位置づけられたものの、最小限の財政的援助、頻繁な教室移転、通学困難、混合学年による非効率的な指導のために、市教育委員会や州当局が期待した就学促進という理念すら、極めて限定的な達成しか標榜することができなかった。教育内容の面では、寄宿制聾哑院と公立学校の教育内容の折衷的内容というレベルに終始し、公立学校の教育内容は部分的に取り入れられただけで、その水準が求められたわけではなかった。

このようなシカゴ校に対する失望は、親たちを私立学校への転出とシカゴ校改革へと駆り立てることとなった。第一に、貧困層移民子女はカトリック聾哑学校へ、早期からの口話教育を希望する親は聾幼児口話学校へ転出した。第二に、貧困層の親は寄宿舎併置センター校化に賛同し、中産層は親の会を設立して運営

費補助と口話教育を受容する通学制聾学校を要求した。

1897年に州内の自治体における聾学校・聾学級運営を補助する州法が施行された。州法制定の決定因は、中産層の親による口話法通学制聾学校要求の主張に、親の会賛助会員であるシカゴ市の有力者らが共感できたことにある。こうしてシカゴ校は、聾教育内部の問題を解決するためだけの学校ではなく、都市の社会・教育問題に対処する社会的存在としての性質を帯びるようになる。

州法制定後、シカゴ校の生徒数は飛躍的に増加し、念願の就学促進がようやく実現をみた。また公立学校水準の教育課程の徹底と学年制の遵守、聴児との部分的統合の推進によって、どんな聾児であっても聴者並みのシカゴ市民になるという教育目標が掲げられた。このような教育刷新に重要な役割を果たしたのが口話法であった。1897年以降、併用法学校より口話法学校の方が、教育に熱心な親たちには明らかに選好された。シカゴ校の成功は親による協力が得られる口話法教育によって成果が期待された。

口話法による公立学校教育の標榜は、教育の質を改善させ、就労という成果も生み出した一方で、一部の生徒の学業到達を阻害し、聴児より多い割合で学業不振、サブノーマルの生徒が発生した。口話法による学習不振に対して対応策が講じられたが、その発生自体は大きく改善されなかった。一方で、学業不振・サブノーマル生徒には無学年学級への措置、書記言語や手指モードの採用、教育内容の生活化など新たな教育方法が導き出された。

他方、1897年以降、イリノイ校の生徒数は大幅に減少し、一方でシカゴ校の生徒数は大幅に増加し、1910年代後半には両校の生徒数は拮抗さえた。しかし、シカゴ市以外の州内中小都市に居住する聾児にとっては、20世紀初頭においてもイリノイ校は実質的な唯一の聾教育機関としての役割を担った。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は、アメリカ合衆国における聾教育の新たな形態として19世紀後半から20世紀初頭に登場・成立した公立学校制度における通学制聾学校について、①従来の教育形態である州立寄宿制聾学校との比較、②公立学校制度との連動、③手話法から口話法への転換に象徴される新たな教育方法の提起、の3つの観点から成立・展開の経緯を検討したものである。豊富な一次資料を含む多くの史資料に基づき、当該学校の詳細な検討はじめ、当時急速に発展したシカゴ市の社会・産業構造、聾者や聾児の親の考え等の環境要因をも考慮に入れ、通学制聾学校の歴史的展開について詳細に明らかにしている。明確な論旨で、公立学校制度における障害児教育の実相を明らかにしていると同時に、障害児教育における聾教育の位置と独自性を歴史的に解明したという両側面において高い研究の意義が認められる。当時の聾児や卒業生の状況、また他の通学制聾学校との比較を通じた教育の実態に関する究明がやや弱いのが、今後の研究に期待したい。

以上のことから、本論文は聴覚障害児の教育の制度史において新たな知見を示しており、また、現代の特別支援教育への示唆をも含むものであり、博士の学位にふさわしい論文であると考えられる。

平成23年3月30日、博士（障害科学）学位論文審査委員会において審査委員全員出席のもとに最終試験を行い、論文について説明をもとめ、関連事項について質疑応答を行った結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士（障害科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。